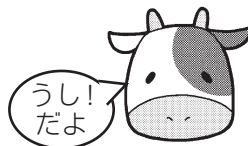


学ぼう権利！ 使おう権利！ ⑬

～妊娠時、取得できる特別休暇～



けん 妻が出産のときに、男性職員が取ることのできる特別休暇にはどんなものがあるの？

りこ どんな制度なの？

配偶者出産休暇は、妻が出産する場合に取得できる特別休暇だよ。出産に伴う入退院の付添い、出産時や入院中の付添い、出生の届出等にも利用できるの。

2010年の育児・介護休業法改正では男性の育児休業の取得促進のため、妻が就業していない場合や、育児休業等を取得中の場合でも、男性職員が育児休業を取ることができるようになったの。それから、男性職員が2回に分けて育児休業を取ることにもできるようになったんだよ。

入院する日から産後2週間の範囲で3日以内まで取ることができるウッシ。

りこ それには条件があるの？

男性の育児参加のための休暇もあるよ。これは男性職員が妻の産前産後期間内に妻の出産した子または職員の小学校3年生のまでの子を養育するときに取得することができる休暇だよ。産まれてくる子のお兄さん、お姉さんのお世話をお父さんがしなければならぬというときに必要だよね。

りこ 妻の産後8週以内に育休を取得すると、特別な事情がなくても再び育児休業を取ることができるの。

5日以内で、1日または1時間単位で取得できるウッシ。

うし 妻が心身ともに大変な産後直後の時期に協力し合うことができるし、その後は必要に応じて育休が取得できる制度だウッシ。お互いに安心して子育てができるウッシ！パパの育休取得促進に向けて、職場のみんなの応援をお願いするウッシ！

出産のときといえばこの2つ。でも、特別休暇ではないけれど、知っておいてほしいのが産後パパ育休という制度。

安心 安全 教職員のための **自動車共済**

公務中の事故は割引等級がダウンしないんだって！
※この共済のオリジナルで他にはありません。

事故の受付は **24時間・365日** で安心だよ！

ロードサービスも充実してるよ！

教職員共済

乗り換えるなら... **今でしょ！！**

お申し込み・お問い合わせは下記フリーダイヤルまでお気軽にどうぞ。

教職員共済生活協同組合 岩手県支部 共済代理店 **岩手県学校生活協同組合**

〒020-0691 岩手県滝沢市土沢220-5 TEL(019)687-6760

フリーダイヤル (通話料金無料)

0120-112246